

広島県告示第三百三十八号

次の医療機関の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、救急医療機関として認定した。

平成二十六年四月十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	効力を有する期限	備 考
山崎病院	広島市東区上温品一丁目二四番九号	平成二九年四月一六日	新規
山本整形外科病院	安芸郡海田町堀川町二番二二三号	平成二九年四月一六日	新規
三菱三原病院	三原市糸崎三丁目三番一 号	平成二九年四月一六日	新規